

令和元年 7 月

検体検査実施料 算定留意事項改正および新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和元年 5 月 31 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0531 第 1 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の診療報酬の算定方法が一部改正され、令和元年 6 月 1 日より新規適用されることとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

詳細につきましては裏面をご参照ください。

No. 19-14

■ 実施料が新設された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料
D004－2 悪性腫瘍組織検査				
	オンコマイン™ Dx Target Test マルチ CDx システム	シークエンサーシステム	11700※1	尿便 34
D006－4 遺伝学的検査				
	FoundationOne® CDx がんゲノムプロファイル	シークエンサーシステム	56000※2～4	血液 125
D006－4 遺伝学的検査				
	OncoGuide™ NCC オンコパネルシステム	シークエンサーシステム	56000※2・3	血液 125

準用技術料

※1 (以下を合算して算定できる)

[D004－2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 注)イ 2 項目	4000 点
[D006－4] 遺伝学的検査「2」処理が複雑なもの	5000 点
[N002] 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 6 ALK 融合タンパク	2700 点
計	11700 点

※2 ・ 包括的ゲノムプロファイル取得のための本品検査(パネル検査)実施に係る準用技術(パネル検査実施料)
[D006－4] 遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの 8000 点

※3 ・ パネル検査の結果の判断及び説明等の実施に係る準用技術(パネル検査判断・説明料)
[D006－4] 遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なもの 4 回分 32000 点
[D004－2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査 注)ロ 3 項目以上 6000 点
[M001－4] 粒子線治療(一連につき) 注)3 粒子線治療医学管理加算 10000 点
(エキスパートパネル実施に係る費用が含まれる) 計 48000 点

※4 ・ 医薬品の適応判定の補助を目的として使用する場合の準用技術(コンパニオン検査)
(1) 非小細胞肺癌の患者に対して実施した場合は、以下を合算して算定する。
① [D004－2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査
イ EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法) 2500 点
② [N002] 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製
6 ALK 融合タンパク 2700 点
(2) 悪性黒色腫の患者に対して実施した場合は、以下を算定する。
[D004－2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査
ヌ BRAF 遺伝子検査 6520 点
(3) 乳癌の患者に対して実施した場合は、以下を算定する。
[N005] HER2 遺伝子標本作製 1 単独の場合 2700 点
(4) 直腸・結腸癌の患者に対して実施した場合は、以下を算定する。
[D004－2] 悪性腫瘍組織検査 1 悪性腫瘍遺伝子検査
ハ K-ras 遺伝子検査 2100 点

■ 「算定留意事項」について

算定留意事項改定に関する詳細情報は、令和元年 5 月 31 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0531 第 1 号」(http://www.hospital.or.jp/pdf/14_20190531_03.pdf) をご参照ください。

以上